

よくある質問 商品・サービスについて、よくいただくご質問をまとめました。

- 修理について
- Q 保険期間終了後となってしまったが、修理受付センターに「保険期間中に故障したことは間違いないので修理してほしい」との電話をしましたが修理代は払ってくれるのでしょうか。
- A 自動車部品修理は、保険期間中に会社が修理の受付をした故障が対象となります。
- Q 保険期間中に、自分で修理工場に入庫し、修理が完了して「納車」されたが、修理代金は支払われるのか？
- A 故障が発生した時は、必ず保険会社に連絡し、「事前に修理する工場の指定」を受けてから、修理をうけてください。
- Q 事故修理の時には使えるの？
- A 外的要因での故障による修理は、パーツケアの補償対象とはなりません。

- 補償内容について
- Q 修理期間中の代替車(無料)は手配できるのでしょうか？
- A 修理期間中の代替車(無料)はありません。
- Q 保険金額200万円を超過した場合には、修理はどうすれば良いのでしょうか？
- A 200万円を超えた修理費用については保険の対象とはなりません。累計で年間200万円までの修理が可能です。
- Q 保険期間内に修理が終わらなかったらどうするの？
- A 保険期間内に修理受付さえしていれば保険期間を過ぎても修理可能です。
- Q 保険期間内での修理回数に上限はあるの？
- A 上限はありません。保険期間内でしたら何回でも修理可能です。

- 加入手続きについて
- Q 自動車を購入した時の保証が残っているようですが、どのようにすればよいですか？
- A メーカー保証などが残っている場合にはお申込みの際、「申込書」に加入されている保険会社などの名称をご記入ください。
- Q 事業用貨物車や業務使用の緑ナンバーは加入できますか？
- A できません。貨物車輛は1・4ナンバーの自家用貨物車輛で、通勤・通学・日常レジャー・業務に使用の自動車対象となります。
- Q 輸入車はパーツケアに加入することはできますか？
- A できません。国産車のみとなります。
- Q ハイブリッド車の加入はできますか？
- A 加入できます。ただし、故障を除くバッテリーの交換費用は対象外となります。
- Q 事故車や水没車でも加入できますか？
- A 加入できます。ただし、正常な状態に修理の上、加入して頂きます。

[ご契約の前に必ずお読みください]

■ 少額短期保険募集人について

当社の担当者(少額短期保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

〔関東財務局長(少額短期保険)第65号〕
トライアングル少額短期保険株式会社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館4F
TEL:03-4530-4171 URL: <http://www.triangle-life.co.jp>
お問い合わせ: ☎ 0120-300-427 (フリーダイヤル)

代理店

6103-4(201511新)



車の故障には
車両保険が使えない!?

もしもの故障に備える自動車部品保険

パーツケア パーツケアライト[※]

※補償部品限定特約付



※パーツケアライトの場合

乗れば乗るほど愛着が深まるクルマ。
でも、故障のリスクも高まります。そんな時、頼りになるのが「パーツケア」。

「自動車部品の故障」を幅広く補償します。

多くの方にご利用いただけます。



加入後、保険期間内での走行距離制限はありません。

注意事項

- 当社の指定する工場[※]で法定点検を実施し、自動車が適正な状態になっていることが必要です。
※当社の指定する工場とは「認証工場」及び「指定工場」です。

お問い合わせください 0120-300-427

- 輸入車、改造車はご加入いただけません。
その他、一部お引き受けできない自動車がございます。

保険料は、車の排気量、年式、走行距離で設定されています。



故障は車両保険で補償されません

ご存知ですか？



車両保険は「事故」による損害を補償するもので、通常の使用で起こる「故障」は補償の対象になっていません。

中古車を保証付きで購入した車の約18%に何らかの故障が発生しているというデータもあり、約5台に1台に故障が起きていると言えます。(当社調べ)

<故障発生率>



新車保証の切れる5年目以降から故障発生率が上がっていきます。

<登録時からの経過年数>

こんなにかかる!?車の故障の修理代

故障の多い箇所は、エアコン、パワーウィンドウ、エンジンセンサーなど、年式が新しい車はセンサー系の故障が多く、古くなるにつれエンジン本体、ミッション、ラジエーター等の冷却機能、ブレーキなどの重要機構の故障が多くなり、その修理費用は高額になります。

Case1

エアコンが効かない

概算修理費用

約100,000円

Case2

パワーウィンドウが動かない

概算修理費用

約60,000円

Case3

カーナビの画面が真っ暗に!

概算修理費用

約135,000円

Case2

エンジンの故障

概算修理費用

約400,000円

Case3

電動スライドドアが自動で動かない

概算修理費用

約55,000円

パーツケアに加入していれば

負担は…

0円[※]

※ご契約プランにより補償対象項目は異なります。

パーツケアに加入すれば安心が途切れません

メーカー保証など

パーツケア



パーツケアの特長



「パーツケア」は故障の際の修理費用を
最高200万円まで補償

車の故障における修理費0円！[※]

保険期間内であれば、修理回数に関わらず、最高200万円まで補償いたします。
エアコンが効かない、パワーウィンドウが動かないなど、故障が起こった際の修理費用の負担が0円に！[※]

[※]詳しくは補償対象項目・部品一覧表をご確認ください。

保険の対象項目は最高400以上！

保険の対象となる部品は最高400項目以上。故障リスクの高い電装装備品もしっかりカバーしています。

お客様の声にお応えして 対象項目を絞ったライトプランもご用意しました！

パーツケアライト・バリュー

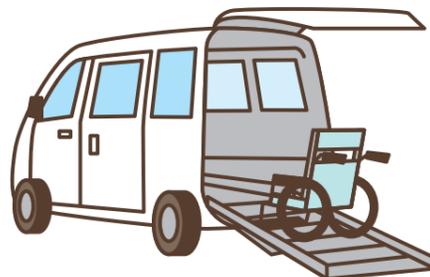
パーツケアライト・電装品

パーツケアライト・エンジン

パーツケアライト・エンジン+

eco ハイブリッド車、福祉車両にも対応

ハイブリッド車についても「パーツケア」の対象車種へ！
また、福祉車両で故障の多い車いすリフトやスロープなどの特殊装置のパーツも補償の対象となるプランもご用意しました。



充実・安心のロードサービス付き！

全国10,000カ所以上の当社の指定修理工場が修理を行います。
レスキューサービスや遠方トラブル対応などの充実のロードサービスもご利用いただけます。

4つのレスキューサービス

1 バッテリージャンピング

バッテリー上がりの場合、ケーブルを接続しエンジンをスタートさせます。

2 ドア解錠

車にキーを閉じ込んだ場合、解錠作業をします。(特殊なものは有料となります)

3 スペアタイヤ交換

タイヤがパンクした場合、車載のスペアタイヤとの交換作業を行います。

4 現場給油作業

ガス欠の場合、10ℓまで現場で給油作業を行います。(軽油、ガソリン等の油脂類は有料)

5つの遠方トラブルサポート

[※]車検証の使用の本拠地から100km以上遠方(直線距離)で故障し、自走不能な場合

1 タクシーサポート

目的地へ移動する手段としてタクシーを利用する場合に、10,000円を上限金額として負担します。

2 レンタカーサポート

目的地へ移動する手段としてレンタカーを利用する場合には、10,000円を上限金額として負担します。

3 代替公共交通機関サポート

トラブル現場から帰宅する場合には、代替公共交通機関の費用を1名につき20,000円を上限金額として負担します。

4 宿泊費用サポート

当日の帰宅が困難な場合には、最寄りの宿泊施設を手配。1名につき1泊15,000円を上限金額として宿泊費用を負担します。

5 修理後搬送

修理完了後、自宅までの搬送費用を50,000円を上限金額として負担します。
(①～④のうち、いずれかと⑤の重複は可能です。)

ご契約の際には「重要事項説明書・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、ご契約の概要や特にご注意ください事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご理解のうえ、大切に保管してください。また、約款はご契約に伴う、大切な事項を記載したものです。「重要事項説明書・約款」はお申し出いただければ事前にお渡しいたします。

■ クーリング・オフについて

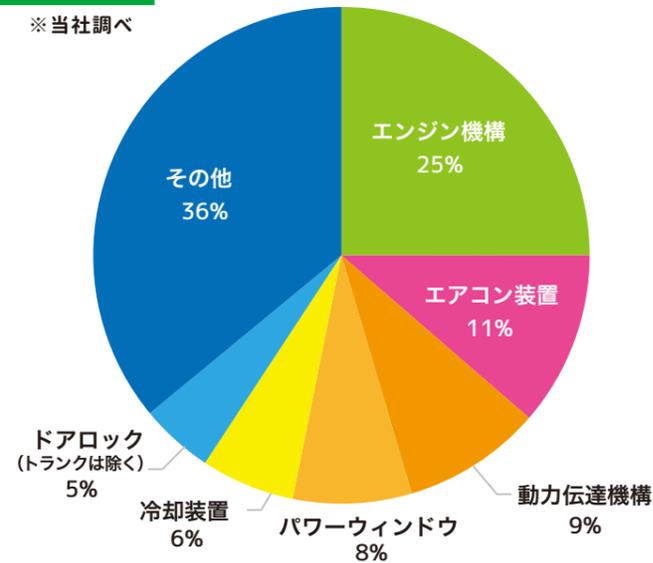
保険契約者は、ご契約をお申込みいただいた日、または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフ(お申込みの撤回または契約の解除)をすることができます。この場合、払い込まれた保険料は全額をお返しします。クーリング・オフは、必ず郵便により当社宛に発送してください。

故障発生頻度や修理費用による異なるプランをご用意しました



項目別故障発生率

※当社調べ



対象項目数
<143>

パーツケア ライト・バリュー

故障発生頻度の高いエアコンなどの電装品の一部と修理費用の高いエンジンを補償するプラン。

- ① エンジン機構
- ② 過給機
- ③ 排気装置
- ④ 動力伝達機構
- ⑤ 冷却装置
- ⑥ 燃料装置
- ⑦ 点火装置
- ⑧ 始動装置
- ⑨ 潤滑装置
- ⑩ ステアリング機構
- ⑪ ブレーキ機構



- ⑫ パワーウィンドウ
- ⑬ ドアロック
- ⑭ 前後アクスル機構
- ⑮ 充電装置
- ⑯ エアコン装置
- ⑰ 電動ミラー
- ⑱ 電動ドア
- ⑲ 乗員保護機構
- ⑳ 装備品
- ㉑ ハイブリッド機構
- ㉒ 保証修理時油脂類

対象項目数
<86>

パーツケアライト・エンジン

修理費用の高いエンジンを補償するプラン。

- ① エンジン機構
- ② 過給機
- ③ 排気装置
- ④ 動力伝達機構
- ⑤ 冷却装置
- ⑥ 燃料装置
- ⑦ 点火装置
- ⑧ 始動装置
- ⑨ 潤滑装置
- ⑩ ステアリング機構
- ⑪ ブレーキ機構



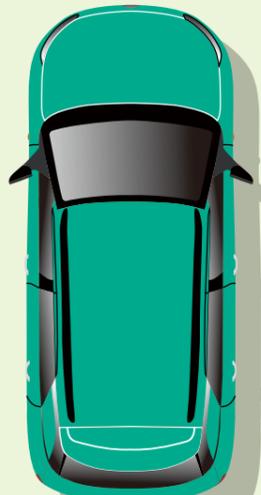
- ⑫ パワーウィンドウ
- ⑬ ドアロック
- ⑭ 前後アクスル機構
- ⑮ 充電装置
- ⑯ エアコン装置
- ⑰ 電動ミラー
- ⑱ 電動ドア
- ⑲ 乗員保護機構
- ⑳ 装備品
- ㉑ ハイブリッド機構
- ㉒ 保証修理時油脂類

対象項目数
<412>

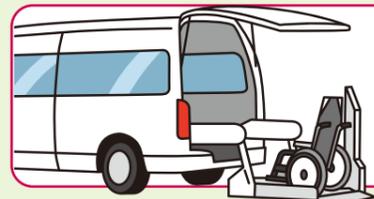
パーツケア

車の機構・装置に関するトラブルに幅広く対応するフルプラン。

- ① エンジン機構
- ② 過給機
- ③ 排気装置
- ④ 動力伝達機構
- ⑤ 冷却装置
- ⑥ 燃料装置
- ⑦ 点火装置
- ⑧ 始動装置
- ⑨ 潤滑装置
- ⑩ ステアリング機構
- ⑪ ブレーキ機構



- ⑫ パワーウィンドウ
- ⑬ ドアロック
- ⑭ 前後アクスル機構
- ⑮ 充電装置
- ⑯ エアコン装置
- ⑰ 電動ミラー
- ⑱ 電動ドア
- ⑲ 乗員保護機構
- ⑳ 装備品
- ㉑ ハイブリッド機構
- ㉒ 保証修理時油脂類



パーツケア(福祉車両)

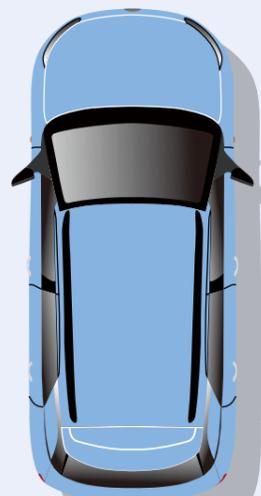
パーツケアの対象項目(412)に⑳福祉車両専用装置がついた「福祉車両特約」もついで登場!

対象項目数
<106>

パーツケア ライト・電装品

故障発生頻度の高い電装品を補償するプラン。

- ① エンジン機構
- ② 過給機
- ③ 排気装置
- ④ 動力伝達機構
- ⑤ 冷却装置
- ⑥ 燃料装置
- ⑦ 点火装置
- ⑧ 始動装置
- ⑨ 潤滑装置
- ⑩ ステアリング機構
- ⑪ ブレーキ機構



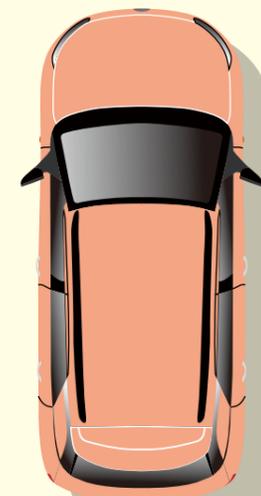
- ⑫ パワーウィンドウ
- ⑬ ドアロック
- ⑭ 前後アクスル機構
- ⑮ 充電装置
- ⑯ エアコン装置
- ⑰ 電動ミラー
- ⑱ 電動ドア
- ⑲ 乗員保護機構
- ⑳ 装備品
- ㉑ ハイブリッド機構
- ㉒ 保証修理時油脂類

対象項目数
<157>

パーツケアライト・エンジン+

修理費用の高いエンジンとミッションを補償するプラン。

- ① エンジン機構
- ② 過給機
- ③ 排気装置
- ④ 動力伝達機構
- ⑤ 冷却装置
- ⑥ 燃料装置
- ⑦ 点火装置
- ⑧ 始動装置
- ⑨ 潤滑装置
- ⑩ ステアリング機構
- ⑪ ブレーキ機構



- ⑫ パワーウィンドウ
- ⑬ ドアロック
- ⑭ 前後アクスル機構
- ⑮ 充電装置
- ⑯ エアコン装置
- ⑰ 電動ミラー
- ⑱ 電動ドア
- ⑲ 乗員保護機構
- ⑳ 装備品
- ㉑ ハイブリッド機構
- ㉒ 保証修理時油脂類

▲自動車部品保険（パーツケア）をご契約いただく皆さまへ

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。

「自動車部品保険（パーツケア）」重要事項説明書（「契約の概要」「注意喚起情報」のご説明）

1. 「契約の概要」

契約の概要は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

1 保険商品の仕組み

「パーツケア」は、被保険自動車の部品（注）の故障による修理費用を補償する保険です。

（注）「1. 5 引受条件（保険金額、被保険自動車等の範囲）（4）被保険自動車の部品の範囲について」をご覧ください。

2 補償の内容

（1）保険金をお支払いする場合

被保険自動車メーカー（以下「メーカー」といいます。）の取扱説明書に従った正常な使用状態で、被保険自動車を構成する部品（注）の故障により、当社指定の工場で修理が行われた場合に、被保険者が負担された修理費用に対して保険金をお支払いします。

（注）「1. 5 引受条件（保険金額、被保険自動車等の範囲）（4）被保険自動車の部品の範囲について」をご覧ください。

（2）保険金をお支払いできない主な場合

- ▶保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- ▶地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ▶被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ▶無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって生じた損害
- ▶衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、煤煙、飛石、薬品その他の偶然な事故による損害
- ▶自家用途以外の目的で使用しているときに生じた損害
- ▶定期点検、法定点検（注）整備またはメーカーが指定する点検整備を実施していないことを直接の原因とする損害
- ▶法令またはメーカーが認めていない改造、架装等を直接の原因とする損害
- ▶メーカーの取扱説明書に記載されている取扱方法とは異なる使用および保管等を直接の原因とする損害
- ▶故障の再現性が認められない場合
- ▶保険期間の始まる前に故障原因が発生している場合
- ▶法定点検（注）整備などの費用または定期交換部品にかかる費用およびそれに伴う予防的整備費用
- ▶被保険自動車を使用できないことから生じる代替交通手段費用（レンタカー等の代車費用）
- ▶消耗部品の交換・補充費用

（注）当会社が認める法定点検と同水準以上の点検を含みます。

※上記以外の保険金をお支払いできない場合については、「約款」をご確認ください。

3 主な特約とその概要

この保険にセットできる主な特約は次のとおりです。

特約名	特約の概要
補償部品限定特約	保険の対象の範囲をタイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣまたはタイプⅤのいずれかから選択する特約です。
補償部品追加特約（福祉車両用）	保険の対象の範囲に国内メーカーが作成する福祉車両に装着された福祉車両装置を追加する特約です。

※詳しくは、「約款」をご確認ください。

4 保険期間および保険契約の継続、保険責任の開始時期

保険期間は1年または2年です。保険責任は、保険始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。

保険契約の継続については、当社より保険契約の満了する日の2か月前の日までに継続契約のご案内を送付します。保険契約の満了する日の1か月前の日までに当社または保険契約者から別段の意思表示がない場合、満了する保険契約と同一の契約内容で継続されます。

5 引受条件（保険金額、被保険自動車等の範囲）

（1）保険金額について

保険金額は、200万円です。申込書等の保険金額欄でご確認ください。

（2）被保険自動車の範囲について

被保険自動車は、つぎの事項をすべて満たした自動車とします。

- ①当社が認める工場（注）で法定6か月点検、法定12か月点検および法定24か月点検を実施。または、当社が認める法定6か月点検、法定12か月点検および法定24か月点検と同水準以上の点検を実施。
（注）認証工場（道路運送車両法第78条第1項）、指定工場（道路運送車両法第94条の2第1項）をいいます。

- ②初度登録から12年以内

- ③既走行距離が12万km以下

- ④用途車種がつぎのいずれかに該当する自動車

- ・国産自家用普通乗用車
- ・国産自家用小型乗用車
- ・国産自家用軽四輪乗用車
- ・国産自家用普通貨物車
- ・国産自家用小型貨物車
- ・国産自家用軽四輪貨物車

※上記①～④を満たした自動車でも、一部お引き受けできない自動車があります。

詳しくは、当社フリーダイヤル0120-300-427（「ご契約内容等に関するお問い合わせ」）までお問い合わせください。

（3）被保険者の範囲について

被保険者は、被保険自動車の所有者（注）とします。

（注）被保険自動車の所有者は、所有権を有する方（車検証等の所有者欄をご確認ください。）の他に、ローン購入などで所有権をまだ取得されていない場合は、被保険自動車を購入された方をいいます。

（4）被保険自動車の部品の範囲について

設備名称	特約の概要
エンジン機構	シリンダーヘッド、シリンダーブロック、カムシャフト、バルブ機構、プッシュロッド、ロッカーアーム、ピストン、コンロッド、クランクシャフト、フライホイール、タイミングチェーン、オートテンショナー、オイルパン、エアフロメーター、スロットルボディ、ISCV・RACY・ACCバルブ、ウォーターポンプ、アイドルアジャストスクリュー、インレットマニホールド、オイルタペット、オイルポンプ、オイルダンパー、ECU、ノックセンサー、O2センサー、スピードセンサー、スロットルポジションセンサー、クランク角センサー、グロープラグ、ERG（排気ガス循環装置）、ブローバイガス還元装置
過給機	インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、タービン
排気装置	エキゾーストパイプ、触媒コンバーター、遮熱板、センターマフラー、メイン（リア）マフラー、排気温センサー
動力伝達機構	A/Tトランスミッション、トルクコンバーター、A/Tクーラーホース、A/Tセレクトレバー、ソレノイドバルブ、CVT、電磁クラッチ、バックランプスイッチ、ディファレンシャルギア、LSD（リミテッドスリップデフ）、ミッションコントロールコンピューター、マニュアルトランスミッション、クラッチマスターシリンダー、クラッチカバー、リリースベアリング、リリースフォーク、プッシュロッド、リリースケーブル、シンクロメッシュ、クラッチパイプ（ホース）、クラッチディスク、トランスファー、クラッチスタートシステム
冷却装置	電動ファン、ラジエーター本体、ファンブリー、水温センサー、サーモスタット
燃料装置	フューエルポンプ、フューエルインジェクター、フューエルプレッシャーレギュレーター、噴射ポンプ、噴射ノズル、フューエルインジェクションコンピューター、キャニスター、キャブレター、フロート
点火装置	イグニッションスイッチ、イグニッションコイル、ハイテンションコード（プラグコード）、ディストリビューター
始動装置	スターターモーター
潤滑装置	オイルストレーナー、オイルプレッシャースイッチ
ステアリング機構	ステアリングホイール、パワーステアリングコントロールコンピューター、メインシャフト、コラムチューブ、ステアリングホイールパッド、ステアリングコラムハウジング、ステアリングシャフト、タイロッド、テレスコピック
ブレーキ機構	マスターシリンダー、ディスクブレーキキャリパー、ブレーキブースター、ブレーキドラム、ブレーキホース、パーキングブレーキ、ABS、ストップランプスイッチ、ディスクローター
パワーウィンドウ	レギュレーター、モーター、パワーウィンドウアンブ
ドアロック（トランク除く）	ドアロックアクチュエーター、モーター、スイッチ、スピードセンサー、リモコンキー・スマートキー（電池除く）、配線
前後アクスル機構（足回り）	サスペンションアーム、ストラット、ショックアブソーバー、スタビライザー、ステアリングナックル、アクスルシャフト、ボールジョイント、アクスルハブ、アクスルハウジング、等速ジョイント、ラテラルリンク、ハブベアリング、ユニバーサルジョイント、トランスアクスル、プロペラシャフト、ドライブシャフト、サスペンション、サスペンションコントロールコンピューター
充電装置	オルタネーター（ジェネレーター）、ICレギュレーター
エアコン装置	ヒーターユニット、ヒーターコア、ヒーターウォーターバルブ、プロアモーター、プロアモーターレジスター、エアコンユニット、コンプレッサー、コンプレッサーマグネットクラッチ、コンデンサー、レシーバタンク、エキスパンションバルブ、電動ファン、クーラーガス
電動ミラー	ミラー角度調整機構、電動格納モーター、電動格納スイッチ
電動ドア（トランク除く）	モーター、スイッチ、配線、センサー、オートクロージャー
乗員保護機構	エアバッグコントロールユニット、エアバッグセンサー、エアバッグモジュール、スパイラルケーブル、Gセンサー、シートベルト、ほか
装備品	サンルーフモーター、サンルーフスイッチ、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、イモビライザー、横滑り防止機構、ワイパーモーター、ワイパースイッチ、ワイパーアンブ、ウイカースイッチ、HID、純正オーディオ、純正ナビゲーション

6 保険料とお支払い方法

（1）保険料の決定の仕組み

保険料は、被保険自動車の排気量、年式および既走行距離から決定されます。

要素	区分
排気量	660cc以下 / 661cc超 2,000cc以下 / 2,001cc超 3,000cc以下 / 3,001cc超
年式	4年以内 / 4年超 6年以内 / 6年超 10年以内 / 10年超 12年以内
既走行距離	50,000km以下 / 50,001km超 70,000km以下 / 70,001km超 100,000km以下 / 100,001km超 120,000km以下

（注）申込時の年式および既走行距離は、「申込時年月—初度登録年月」、「申込時既走行距離」となります。継続契約の場合は、申込時を継続時と読み替えます。

（2）保険料の払込方法

保険料の払込方法は、月払、年払および一括払いのいずれかになります。保険料の支払方法は、口座振替、クレジットカード払のいずれかになります。

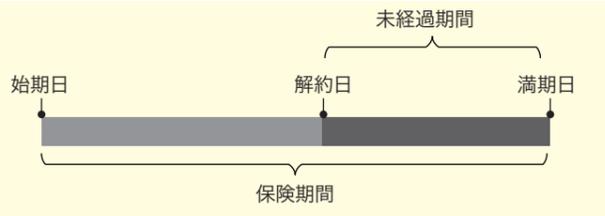
7 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合には、ご契約を解除することがあります。



II. 「注意喚起情報」のご説明

お客様にとって不利益となることがある場合など、特にご注意いただきたい情報を説明したものです。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご参照ください。

1 クーリングオフ

ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)ができます。ただし、継続契約は、クーリングオフの対象にはなりません。

(1) お手続き方法

クーリングオフの手続は、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社宛に必ず郵送してください。

【宛て先】	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館4F		
【記載必要事項】	①ご契約をクーリングオフする旨の内容	②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、押印、電話番号	
	③ご契約を申し込まれた年月日	④ご契約を申し込まれた保険の内容(証券番号、取扱代理店名)	

(2) お支払いになった保険料の取扱い

クーリングオフされた場合、既にお支払いいただいた保険料はお返しします。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

2 告知義務(契約締結時におけるご注意事項)

保険契約者には、当社が告知を求めた告知事項に対して事実を正確に申告する必要(告知義務)があります。申告内容が事実と異なる場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】
①車名、②型式、③車台番号、④登録番号(ナンバープレート)、⑤初度登録年月、⑥用途・車種、⑦使用目的、⑧車検満了日、⑨法定点検日、⑩既走行距離、⑪排気量、⑫他の保険契約の有無

3 通知義務など(契約締結後におけるご注意事項)

(1) 通知義務

ご契約後、通知事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご通知いただく必要(通知義務)があります。ご連絡がない場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

ご連絡が必要となる主な通知事項 ①用途・車種または登録番号(ナンバープレート)が変更となったとき、②使用目的が変更となったとき

(2) 契約内容の変更などが必要な場合

ご契約後、つぎの事実が発生する場合、契約内容の変更などが必要となりますので、あらかじめ当社までお電話などでご連絡ください。

ご連絡が必要となる主な変更内容 ①ご契約者が住所を変更されたとき、②ご契約の被保険自動車を譲渡されるとき

4 保険責任開始期

1. 「契約の概要」 4 保険期間および保険契約の継続、保険責任の開始時期 をご覧ください。

5 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

1. 「契約の概要」 2 補償の内容 (2) 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。

6 部品の故障が発生した場合の手続き

(1) 部品の故障が発生した場合の対応等について

①被保険自動車の部品の故障が発生した場合には、故障発生の日時、場所および故障の概要を直ちに当社受付センター(フリーダイヤル)にご連絡いただき、当社が指定する工場に入庫させてください。

②被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当社にご相談ください。

③正当な理由なく上記の対応をしていただけない場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

(2) 保険金請求に必要な書類について

保険金請求にあたっては、つぎの書類を当社にご提出ください。

①当社所定の保険金請求書

②損害見積書(修理費用見積書)

③損害の程度等に応じて、上記以外の書類を提出いただく場合があります。

(3) 保険金お支払いまでの期間について

保険金のご請求手続きが完了したその日を含めて30日以内に、当社は、保険金のお支払いに必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いに必要な事項の確認に以下の特別な照会・調査が必要な場合には、以下に記載する照会・調査に応じた所定の日数以内に保険金をお支払いします。

①警察、検察、消防等の公の機関への照会が必要な場合・・・180日

②専門機関の鑑定等の結果の照会が必要な場合・・・90日

③災害救助法が適用された地域での調査が必要な場合・・・60日

7 保険契約の失効

保険契約締結後、以下に記載する事実が発生した時に保険契約は失効し、以後に生じた故障による損害に対して当社は保険金をお支払いしません。以後の期間に対する保険料をお返しする場合がありますので、当社までお申し出ください。

①被保険自動車が廃車となった場合

②被保険自動車が譲渡された場合

8 保険契約の継続に関する特約

①この特約は、保険契約の満了する日の1か月前の日までに、保険契約者または当社から別段の意思表示がない場合、満了する時の内容と同一の契約内容で保険契約を継続させていただくものです。

②この特約により、保険契約を継続される場合にもII. 「注意喚起情報のご説明」 2 告知義務(契約締結時におけるご注意事項) に記載された事項等についての告知が必要となります。

9 重大事由による解除

つぎの事由が生じた場合、当社は書面による通知をもって保険契約を解除することがあります。保険契約を解除した場合、その事由が生じた時から解除するまでに発生した故障による損害に対しては保険金をお支払いできません。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合

②被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③保険契約者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

④①～③のほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

10 特に法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 保険会社破綻時等の取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

(2) 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行った上で、保険料の増額または保険金の削減もしくは減額を行うことがあります。

(3) 継続契約の取扱い

①保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行った上で、継続契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。

②保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、主務官庁への届出等を行った上で、継続契約を引き受けないことがあります。

(4) 少額短期保険業社が引き受ける保険契約の限度等

①保険期間は、損害保険の場合、2年以内となりますが、この保険契約の場合、1年間または2年間となります。また、保険金額は、損害保険の場合、1,000万円以下となりますが、この保険契約の場合、保険契約申込書に記載の保険金額となります。

②同一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則1,000万円が上限となり、また、同一の保険契約者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則10億円が上限となります。

11 個人情報の取扱いに関する重要事項

当社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること

③当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

12 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

【一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争機関)】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0120-821-144(フリーダイヤル)

受付時間：月～金 9:00～12:00、13:00～17:00

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)



0120-400-531(フリーダイヤル)

受付時間：24時間・365日



0120-300-427(フリーダイヤル)

受付時間：月～金 9:00～18:00(土日祝日を除く)

[関東財務局長(少額短期保険)第65号]

トリアングル少額短期保険株式会社

補償対象項目・部品一覧表

車の機構・装置に関するトラブルに幅広く対応します。

パーツケア	412	全項目・全部品補償
パーツケア(福祉車両)	+	全項目・全部品補償+②福祉車両専用装置
パーツケアライト・バリュー	143	①エンジン機構 ②パワーウインドウ ③エアコン装置 ④電動ドア
パーツケアライト・電装品	106	②パワーウインドウ ③ドアロック ④エアコン装置 ⑤電動ミラー ⑥電動ドア ⑦乗員保護機構 ⑧装備品
パーツケアライト・エンジン	86	①エンジン機構
パーツケアライト・エンジン+	157	①エンジン機構 ④動力伝達機構

12 パワーウインドウ

- レギュレーター
- モーター
- スイッチ
- パワーウインドウリレー
- パワーウインドウアンブ

13 ドアロック

- レギュレーター
- モーター
- スイッチ
- ドアロックアクチュエーター
- モーター
- コントロールユニット
- ドアロックモジュール
- スイッチ
- スピードセンサー
- リモコンキー・スマートキー(電池除く)
- キーレスパー
- キーレストランスミッター
- 配線

20 装備品

- 横滑り防止機構
- HID
- HIDバーナー
- HIDコントロールユニット
- HIDインバーター
- HIDバルブ
- HIDバラスト
- ワイパーモーター
- 純正オーディオ
- 純正ナビゲーション
- イモビライザー
- サンルーフスイッチ
- サンルーフモーター
- パワーシートモーター
- パワーシートコントロールユニット
- パワーシートスイッチ
- ウインカースイッチ
- ウォッシャーモーター
- ライトスイッチ
- ワイパーアンブ
- ワイパースイッチ
- 各リレー
- 純正スピーカー

19 乗員保護機構

- シートベルト
- シートベルトバックル
- エアバッグ
- エアバッグコントロールユニット
- エアバッグセンサー
- スパイラルケーブル
- エアバッグモジュール
- Gセンサー

4 動力伝達機構

- A/Tトランスミッション
- トルクコンバーター
- バルブボディ
- A/Tオイルクーラー
- A/Tクーラーホース
- A/Tセレクトレバー
- セレクトレバースイッチ
- リバースイッチ
- ソレノイドバルブ
- コントロールバルブ
- ニュートラル(インヒビター) スイッチ
- オイルパン
- CVT
- CVTステップモーター
- プライマリーセンサー
- セカンダリーセンサー
- スタートクラッチ

16 エアコン装置

- エアコンユニット
- コンプレッサー
- コンプレッサーマグネットクラッチ
- エバポレーター
- コンデンサー
- レシーバタンク
- エキパンションバルブ
- マルチディスプレイ※補償修理関連時
- エアコンパイプ
- エアコンスイッチ
- エアコンミクスアクチュエーター
- エアコンモードアクチュエーター
- エアコンリレー
- ヒーターユニット
- ヒーターコア
- ヒーターウォーターバルブ
- ヒーターコック
- ヒーターケース
- ヒーターコントロール
- ヒーターホース
- ヒーターワイヤー
- ブローモーター
- ブロースイッチ
- ブローモーターレジスター
- アンブ
- コントロールモーター
- インテークドアアクチュエーター
- 外気温センサー
- 内気温センサー
- 日射センサー
- 冷媒圧力センサー
- ガスセンサー
- サーモアンブ
- 高圧ホースパイプ
- 低圧ホースパイプ
- 電動ファン
- クーリングユニット
- ヒーターレジスター
- エアコンコントロールユニット

14 前後アクスル機構

- サスペンションアーム
- ストラット
- ショックアブソーバー
- スタビライザー
- ステアリングナックル
- ボールジョイント
- アクスルシャフト
- アクスルハブ
- アクスルハウジング
- 等速ジョイント
- ラテラルリンク
- ハブベアリング
- トランスアクスル
- ユニバーサルジョイント
- プロペラシャフト

- ドライブシャフト
- サスペンション
- サスペンションセルフレベライザー
- サスペンションコントロールコンピュータ
- アッパーベアリング
- ボールベアリング
- サスペンションスプリング
- テンションロッド
- トーションバー
- ナックル
- ハブシール
- ロアリンク
- 電子制御サスペンション
- エアサスペンション

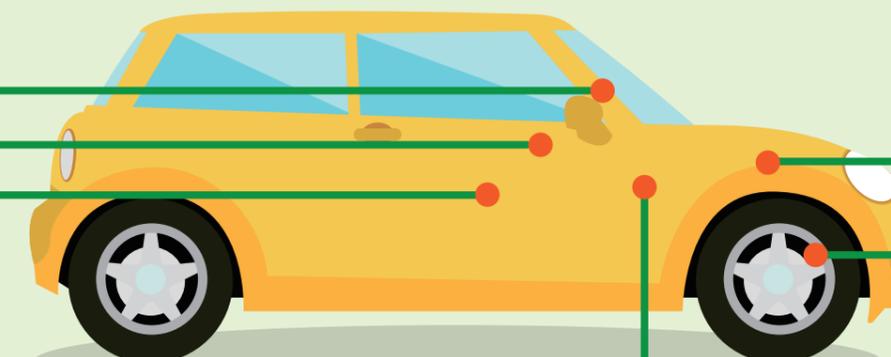
23 福祉車両専用装置

- ペンダントスイッチ
- リフト Assy
- スライドドアローラー(LWR(サイドベアリング))
- スライドドアローラー-CTR
- プラットホーム
- スライドドアローラー(スライドベアリング)
- スライドモーター
- パワーリフトプラットホームホルダー
- フラッパAssy(フロント,リア)
- LS1・LS2センサー
- リアシートベルト (No.1, No.2)
- フラッパモーターAssy
- プラットホーム中継ハーネス

- パワーリフトメインワイヤー(アーム内ハーネス)
- リミットスイッチ AssyNo.2(エンコーダ)
- ウェルキャブデバイスコントロールコンピュータ
- パワーリフトメインシリンダー
- パワーリフトモーターポンプ(オイルポンプ)
- コンリュウム/ボリュウム(プラットホーム前側)
- 左右フロントガイドローラー
- はさみ込み防止テープスイッチ
- プラットホームローラー(スライドベアリング)
- ロアキャリッジクロスメンバー
- アッパーキャリッジ・ロアキャリッジ
- RフラッパAssy(フロント)
- オートフラップワイヤーブランク

- オートフラップワイヤー
- オートフラップモーター
- リフトアームハーネス(メインハーネス)
- リフトハーネスNo.2(プラットホーム左ハーネス)
- コントロールアンブ(メインコンピュータ)
- リフトモーター&ギヤボックス
- 格納オープナー
- 格納オープナーAssy(ハーネス含む)
- サポートバー
- 固定装置Assy(フェアボックスベースAssy)
- リミットスイッチワイヤー
- 固定装置モーター
- コイルスプリング(4個)

- ワイヤー
- 固定装置
- 固定フック
- 車いす固定装置ハーネス
- ステップ Assy
- ステップセット (ボード)
- オートステップモーター&スライドステップリンク
- ホルダーセット(全出・全入リミットスイッチ)
- リンクギヤ
- スライドドア連動ステップ
- ドライブユニット



10 ステアリング機構

- ステアリングギアボックス
- パワーステアリングポンプ
- パワーステアリングモーター
- パワーステアリングコントロールコンピュータ
- パワーステアリングプリー
- エアコントロールバルブ
- パワーステアリングホース
- パワーステアリングプレッシャースイッチ
- ステアリングホイール
- メインシャフト
- コラムチューブ
- ステアリングホイールパッド
- ステアリングコラムハウジング
- ステアリングシャフト
- タイロッド
- タイロッドエンド
- テレスコピック
- 電動ステアリングギアボックス
- 電動ステアリングコラム
- ステアリングコラム
- ステアリングコラムシャフト
- ラックエンド
- 舵角センサー
- ステアリングラックブーツ
- パワーステアリングコントロールユニット

11 ブレーキ機構

- マスターシリンダー
- ディスクブレーキキャリパー
- ブレーキブースター
- ブレーキドラム
- ブレーキホース
- ブレーキパイプ
- ブレーキキャブ
- ブレーキピストン
- ホイールシリンダー
- ホイールセンサー
- プロポーショニングバルブ
- パーキングブレーキ
- ディスクローター
- パーキングブレーキワイヤー(ケーブル)
- パーキングブレーキレバー
- ABS
- ABS Gセンサー
- ABSコントロールユニット
- ABSモジュールユニット
- ストップランプスイッチ

1 エンジン機構

- シリンダーヘッド
- シリンダーヘッドガスケット
- シリンダーブロック
- カムシャフト
- カムスプロケット
- インレットバルブ
- エキゾーストバルブ
- バルブガイド
- バルブシム
- バルブスプリング
- オイルタペット
- ラッシュアジャスター
- プッシュロッド
- ロッカーカバー
- ロッカーアーム
- 可変バルブ機構
- バルブタイミングコントロールギア
- タペットカバー
- タペットサーキュラー
- ピストン
- ピストンリング
- コンロッド
- クランクシャフト
- クランクプリー
- フライホイール
- タイミングベルト※補償修理関連時
- タイミングチェーン
- オートデンショナー
- アイドルプリー
- アイドルプリーベアリング
- オイルパン
- エアフロメーター
- スロットルボディ
- スロットルサーボ
- スロットルモーター
- スロットルワイヤー
- スロットルセンサー
- アクセルワイヤー
- ISCV・RACY・AACバルブ
- エアレギュレーター
- ウォーターポンプ

- ウォーターポンププリー
- アイドルアジャストスクリュー
- インレットマニホールド
- エキゾーストマニホールド
- オイルポンプ
- オイルダンパー
- ECU
- ノックセンサー
- O2センサー
- A/Fセンサー
- LAFセンサー
- スピードセンサー
- スロットルポジションセンサー
- アクセルポジションセンサー
- クランク角センサー
- カムポジションセンサー
- TDCセンサー
- 吸気温センサー
- 油温センサー
- 回転センサー
- グローブラフ
- インテークエアヒーター
- バキュームスイッチ
- バキュームホース
- バキュームポンプ
- バキュームモジュレーター
- バキュームセンサー
- EGR(排気ガス循環装置)
- ブローバイガス還元装置
- PCVバルブ
- エミッションコントロールユニット
- バルブ機構
- EGRバルブ
- インレットバルブ
- エキゾーストバルブ
- インテークマニホールド
- コンデンサーモーター
- デンショナー
- 各シール、ガスケット、パッキン、Oリング
- 各リレー
- 吸気圧センサー

2 過給機

- ターボチャージャー
- タービン
- インタークーラー
- スーパーチャージャー

3 排気装置

- エキゾーストパイプ
- 触媒コンバーター
- 遮熱板
- センターマフラー
- メイン(リア) マフラー
- 排気温センサー
- DPF

- ヒューエルプレッシャーレギュレーター
- ヒューエルタンクセンサー
- ヒューエルホース
- フロート
- モジュレーター
- キャニスター
- キャブレター
- ドロッピングレジスター
- 高圧ポンプ
- 低圧ポンプ
- 噴射ノズル
- 噴射ポンプ

5 冷却装置

- 電動ファン
- ファンプリー
- ファンカップリング
- ファンモーター
- ファンスイッチ
- クーリングユニット
- ラジエーター本体
- オイルクーラー
- 水温センサー
- ラジエーターホース
- ラジエーターキャップ
- リザーバータンク
- サーモスタット

- イグニッションスイッチ
- イグニッションコイル
- イグナイター
- ハイテンションコード(プラグコード)
- ディストリビューター
- ディストリビューターキャップ
- イグニッションポンプ
- ダイレクトイグニッションコイル

6 燃料装置

- ヒューエルポンプ
- ヒューエルポンプリレー
- ヒューエルインジェクター
- ヒューエルインジェクションコンピュータ
- ヒューエルセンタユニット
- ヒューエルダンパー

- 7 点火装置
- 8 始動装置
- スターターモーター
- イグニッションキーシリンダー
- 9 潤滑装置
- オイルポンプ
- オイルストレーナー
- オイルプレッシャーセンサー

17 電動ミラー

- ミラー角度調整機構
- ミラーヒーター
- 電動格納スイッチ
- 電動格納モーター
- ミラー本体

- 15 充電装置
- オルタネーター(ジェネレーター)
- オルタネータープリー
- ICレギュレーター

18 電動ドア

- モーター
- スイッチ

- コントロールユニット
- センサー
- オートスライドドアモーター
- オートスライドドアアクチュエーター
- オートスライドドアユニット
- オートスライドドアセンサー
- スライドドアスイッチ
- 配線
- オートクロージャー

申込書記入例

お申込時に提出する物

- 1.自動車部品保険パーツケア申込書
- 2.車検証(コピーまたは写真等の複写)
- 3.整備記録簿(コピーまたは写真等の複写)

の3点のご提出をお願いいたします。

1.自動車部品保険パーツケア申込書

ご契約のお車(被保険自動車)の欄は
車検証と整備記録簿をご覧の上、正確にご記入下さい。

自動車部品保険
パーツケア
パーツケア・福祉車両^{※1} 申込書
パーツケアライト^{※2}

1 申込日 2015年8月20日

2 保険契約者(申込人)・被保険者(車両所有者)

フリガナ トライ タロウ
姓 名 渡来 太郎
フリガナ トウキョウトシンジュクニシシンジュク シンジュクコウサイ シンカン
現住所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-6-3新宿国際ビルディング新館 4F
電話番号 自宅 03(4530)4171 携帯 090(0000)0000
E-mail tarou_torai@aaa.com

3 ご契約のお車(被保険自動車)

自動車登録番号又は車両番号 品川000 あ0000
初年度登録 平成22年3月
自動車種別 乗用車
車検証 品川000 あ000000
型式 ABC-123
排気量 1.49 リットル

4 被保険自動車の「整備記録簿」をご確認の上、ご記入ください。

法定点検 平成27年 月 X日
法定点検実施工場名 XX整備工場

5 ご契約内容

保険期間 平成27年5月5日午後4時から平成28年5月5日午後4時まで

6 お支払い方法

クレジットカード払い
カード種別 VISA JCB MasterCard AMEX Diners
カード番号 1234567890123456
有効期限 11月 2019年

7 加入プラン

パーツケア パーツケア・福祉車両 パーツケアライト・バリュー

2.車検証(コピーまたは写真等の複写)

自動車検査証

品川000 あ0000
トヨタ 000
000 0000000
ABC-123
1.49
ガソリン

所有者の氏名又は名称 渡来 太郎
所有者の住所 東京都新宿区西新宿 6-6-3新宿国際ビルディング新館 4F
使用者の氏名又は名称 渡来 太郎
使用者の住所 東京都新宿区西新宿 6-6-3新宿国際ビルディング新館 4F
使用の本拠の位置
有効期限の満了する日 平成29年2月28日

3.整備記録簿(コピーまたは写真等の複写)

24ヶ月定期点検記録簿

点検または整備した者の氏名または名称 XX整備工場
自動車登録番号または車両番号
点検または整備した者の住所
点検の結果及び整備の概要
エンジン・ルーム点検
室内点検
下廻り点検
外廻り点検

【お引受けできない自動車の例】

- 1.「電気自動車・水素自動車・LPG車・天然ガス車」
- 2.ノーマルのスペックと異なるような改造車(コンピューター交換、ブーストアップ車等)
ただし、保安基準に適合していればドレスアップ車(エアロ、ローダウン)は改造車とみなしません。
- 3.コンパクトカー、国産メーカーの逆輸入車
- 4.下記一覧に掲載の自動車

メーカー	車種	型式
レクサス	LF-A	CBA-LFA10
	IS-F	DBA-USE20
	RC-F	DBA-USC10
日産	GT-R	CBA-R35、DBA-R35
	ランサーエボリューション	CBA-CZ4A
三菱	CBA-GVB、CBA-GVF、CBA-GRF、CBA-GRB	CBA-GVB、CBA-GVF、CBA-GRF、CBA-GRB
スバル	インプレッサWRX STI	GF-FD3S
マツダ	RX-7	ABA-SE3P、CBA-SE3P
	RX-8	

